

旭川市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成27年10月23日

旭川市長 西川 将人

旭川市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(要安全確認計画記載建築物等の耐震診断に係る結果の報告書の添付書類)

第2条 省令第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 耐震診断の結果を、耐震診断の結果及び耐震改修計画の妥当性について判定する能力を有する機関として市長が定めるもの（以下「耐震判定機関」という。）が証する書類の写し
- (2) 耐震診断を行った者が作成した耐震診断の結果を記載した書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(計画の認定に係る申請書の添付書類)

第3条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 法第17条第1項の規定による認定の申請に係る建築物の耐震改修の計画が同条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを耐震判定機関が証する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書の添付書類)

第4条 省令第33条第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 法第22条第1項の規定による認定の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合していることを建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。第3項第1号において同じ。）が証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 法第22条第1項の規定による認定の申請に係る建築物について耐震診断が行われた場合（次号に規定する場合を除く。）にあつては、当該建築物が同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを耐震判定機関が証する書類の写し
- (2) 法第22条第1項の規定による認定の申請に係る建築物について耐震改修が行われた場合にあつては、当該建築物の耐震改修の計画が同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを耐震判定機関が証する書類の写し及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15に規定する工事監理報告書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 省令第33条第2項第2号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 法第22条第1項の規定による認定の申請に係る建築物が同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを建築士が証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類
(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書の添付書類)

第5条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 法第25条第1項の規定による認定の申請に係る区分所有建築物が同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを耐震判定機関が証する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類
(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年11月25日前に耐震診断を行った建築物に係る第2条第1号に掲げる書類については、耐震診断の結果を建築士が証する書類をもって同号の書類に代えることができる。